

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区関原一丁目 14 番 2 号

氏名 竹下産業株式会社
代表取締役 竹下 敏史

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 6 年 5 月 9 日

許可の有効年月日 令和 13 年 5 月 8 日

1 事業の範囲

(1) 業の種類：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉍
さい、がれき類、ばいじん

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（以上 16 種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり）

（以上 9 種類）

2 積替え保管施設（詳細は裏面のとおり）

施設所在地：東京都足立区関原一丁目 14 番 2 号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として 9 時から 17 時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 6 年 5 月 9 日 新規許可

令和 6 年 5 月 9 日 更新許可 第 6 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 有

（裏面あり）

都認定番号：3-22-E0050

産廃プロフェッショナル



(裏面)

許可番号 第 1 3 - 1 0 - 0 1 6 6 8 4 号

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都足立区関原一丁目 1 4 番 2 号

積替え保管面積：504.72㎡

最大保管高さ：1.8m

産業廃棄物の種類	保管容量
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (容器入りのものに限る。)	直置き (段ボール) : 2.7㎡ (または0.8㎡かご台車 2個 または0.9㎡網かご 2個)
廃油	一斗缶 16個 : 0.28㎡
廃プラスチック類、金属くず (廃スプレー缶、廃カセットボンベ、廃ライターに限る。)	20Lポリペール缶 10個 : 0.2㎡
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。)	直置き (段ボール) : 4.1㎡ (または0.8㎡かご台車 2個 または0.9㎡網かご 2個)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯)に限る。)	0.8㎡ かご台車 2個 : 1.6㎡
汚泥、廃プラスチック類、金属くず (廃消火器に限る。)	0.8㎡ かご台車 1個 : 0.8㎡
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、金属くず (廃トナーカートリッジに限る。)	プラスチックボックス 8個 : 0.4㎡
汚泥、廃プラスチック類、金属くず (廃電池類に限る。)	プラスチックボックス 8個 : 0.4㎡
保管量合計 : 10.4㎡	

(以下余白)